

組合員の皆様

2016年2月23日

イラン航海— P&I カバーについて

はじめに

1. イラン制裁に関する進展については、2016年1月20日付回覧 ([こちら](#)) をご参照ください。本回覧は、対イラン貿易について、P&I 保険によるてん補の可否や、どのような場合に保険金回収に支障が生じる可能性があるかを明らかにすることによって、組合員の皆様が、イラン航海を行うか否かを判断する上で参考にさせていただくためのものです。以下に説明する事項のいくつかは、米国の制裁対象となっているその他の国への航海を行う場合にも、適用される場合があります。
2. 近年、国連、米国、欧州連合 (EU) が中心となって、イラン制裁が行われてきました。禁止行為の概要は以下のとおりです。
 - (a) 米国の金融機関を含む米国人がイラン国内で事業を行うこと、またはイラン関連の事業に従事すること。
 - (b) 制裁指定を受けた組織・個人と取引を行うこと。
 - (c) イラン関連の取引を行うこと。特定のイラン貨物（主に原油、石油、石油化学製品、ガス）の購入、販売、輸送、またはかかる貨物の運送に関する保険（P&I 保険も含む）を提供すること。
3. 2015年7月、P5+1（国連安全保障理事会常任理事国5カ国とドイツ）とイランの間で、包括的共同行動計画（Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA）が合意されました。2016年1月16日（履行日）付けで、米国およびEUによる上記(c)の貿易制裁の大部分が解除されました。しかし、上記(a)および(b)の制裁措置は継続しています。また、イラン以外の多くの国々（キューバ、ロシア・クリミア、北朝鮮、スーダン、シリアなど）に対する制裁はそのまま残っていますので、ご注意ください。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No. 2561548

Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK

Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



制裁と国際グループ（IG）クラブの P&I カバー

4. 全ての IG クラブのルールには、以下の規定が含まれています。

- (a) 制裁措置に反する行為または責任については、P&I カバーを受けられないとする、保険契約解除、または保険金でん補を行わないとする規定。
- (b) 制裁措置の適用によって、クラブの再保険回収に不足（国際グループのプール協定、超過再保険プログラム、その他の再保険契約からの回収不足を含む）が生じた場合、組合員がクラブから回収する権利の行使を禁止または制限（減額）する規定。

制裁がプールおよび国際グループの超過再保険（GXL）プログラムに与える影響

5. 2016/17 保険年度の国際グループ（IG）加盟各クラブの保有額は、一事故あたり 1000 万米ドルです。1000 万米ドル超 8000 万米ドル以下の部分については、IG 加盟の全 13 クラブで分担します（プール）。13 クラブのうちいずれかが（制裁措置の適用により）プールクレームの分担ができない場合、個々の組合員がクラブルールに基づいて、その不足分を負担することになります。米国に所在する唯一の IG クラブのため、アメリカンクラブ（American Club）は依然としてイランに対する米国の一次的制裁の対象となっておりますが、ライセンスを取得していることから、イランの組織・個人（米財務省特定国籍業者（SDN）リストに記載されているイランの組織・個人は除く）が関連する案件であっても、ほとんどの場合、プールクレームの完全な分担ができるものとクラブ管理者では理解しています。
6. 8000 万米ドルを超える責任は超過再保険プログラムの対象となりますが、制裁措置が適用される場合は、プールクレーム（上記 5 参照）と同様の取り扱いとなります。ただし、油濁民事責任条約（CLC）、バンカー条約、海難残骸物除去条約（WRC）のブルーカードや、小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）、タンカー油濁補償協定（TOPIA）など、クラブが発行した証書や保障状に基づく責任（いわゆる「認定責任」）が発生し、超過再保険プログラムによる再保険回収に不足額が生じた場合、制裁下で各クラブが責任分担に応じられる限りにおいて、IG13 クラブで当該不足額を再プールすることになっています。責任分担に応じられないクラブがある場合、そのクラブの不足額は組合員が負担することになります。
7. 衝突や固定・浮遊物損傷（FFO）に関する責任など、クラブが発行した証書や保障状の下で直接の対象とならない責任（いわゆる非認定責任）によって超過再保険プログラムによる再保険回収に不足額が生じた場合は、IG13 クラブによる再プールは行われず、組合員が所属クラブのルールに基づいて負担することになります。 .. /...



8. 超過再保険プログラムへ参加している、米国の再保険会社は、米国の一次制裁による影響を直接受けます。さらに同プログラムに参加している再保険会社の多くが、米国と何らかのつながりを有しており、再保険会社そのものが米国所在でなくても、米国企業の関連会社または子会社である場合は、米国所在の親会社や関連会社が米国の一次制裁の対象となって支払いを行えないことにより、再保険金の支払いに支障をきたす可能性があります。その場合、超過再保険プログラムによる再保険回収や上記 5～7 に詳述した再保険金の回収において大きな不足額が生じる可能性があります。こうした再保険金回収不足は、イラン航海に携わる船舶やイラン所有の船舶だけでなく、世界中どの水域を航行する船舶にも（例えば、イラン所有の船舶と衝突した場合など）起こりうることです。

米財務省外国資産管理局（OFAC）との協議

9. 再保険金回収不足の影響が及ぶ範囲と金額の大きさを踏まえ、国際グループは米国当局（国務省および OFAC）と直接協議を行ってきました。その目的は、すべての超過再保険プログラム参加者が、その責任を果たせるようにする長期的な解決策を見いだすことです。
10. 全般的あるいは個別の認可（ライセンス）に関する OFAC との協議は継続中です。その一方で、イランに関する暫定的な解決策を見いだすべく、国際グループでは、超過再保険プログラムに不足額が生じた場合に、全部または部分的に穴埋めする代替保険をかけることが容認されるか OFAC に確認を求めているところです。OFAC が反対しなければ、これは短期的な解決策となるかもしれませんが、しかし、こうした保険を手配するのは容易なことではありません。再保険市場のキャパシティの問題や、てん補範囲に制限が見込まれ、現時点でてん補対象として想定できるのは、「認定責任」のみかもしれません。暫定的解決策であれ恒久的解決策であれ、導入するまでにしばらく時間がかかるかもしれません。国際グループとしては、暫定的・長期的解決に向けて引き続き、米国務省および OFAC と積極的に交渉を続けていく所存です。進捗状況については随時お知らせいたします。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited
Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです）

Comment [A1]: This was added as in the previous circulars.